

# A 少額教育資金支払明細書兼チェックシート

※支払日が同じ年毎に記入願います(同じ年の1月1日～12月31日の範囲)。

記入日 令和 年 月 日

支払金額が1件1万円(税込)以下の場合かつ年間支払金額24万円(税込)以下のものについてご利用ください。

私は、本書面に記載の教育資金について、租税特別措置法第70条の2の2第9項に記載する、その金額が小額の支出であるものとして支払ったことに相違ありません。

取引店  確認型  自由型

口座番号

お客さま(受贈者ご本人) 親権者(お客さまが未成年の場合)

氏名

住所

電話番号 ( ) ( )

確認印

印

・お支払い1件ごとに下記の項目を全て記入してください。(費目を記入しきれない場合は、別紙をご利用ください。)

**1 学校等に関する費用** ※支払先が学校等の場合は、住所の記載は省略することができます。

支払先の氏名	支払先の住所※	支払内容	支払者(宛名)	支払日	金額(円)
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
合計件数(a)	件	合計金額(b)			

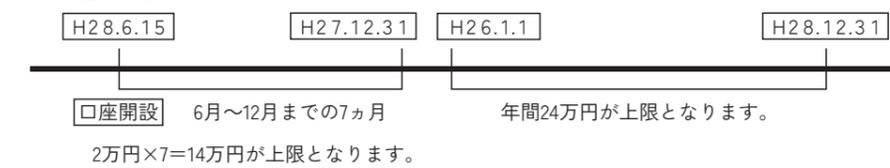
**2 学校等以外に関する費用** (塾や習い事等で必要な費用、学校等で必要な費用を学校等以外の者に支払う場合等が対象となります。)

支払先の氏名	支払先の住所	支払内容	支払者(宛名)	支払日	金額(円)
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
合計件数(c)	件	合計金額(d)			

総合計件数(a+c)	件	総合計金額(b+d)		
「少額教育資金支払明細書」の年間累計額※(今回提出分を含み年間24万円(税込)が上限)				

※今回の提出分を含めた年間累計額の合計をご記入ください。年間24万円を超える場合は、「領収書明細一覧兼チェックシート」に記載のうえ領収書等の原本を提出願います。

・下記のチェック項目についてご確認いただき、お間違いがなければチェックを入れてください。

	「少額教育資金支払明細書」のチェック項目	チェック
1	<p>■「少額教育資金支払明細書」について</p> <p>「少額教育資金支払明細書」は、領収書等に記載された金額が1件1万円(税込)以下、かつ、その年中における合計支払金額が24万円(税込)以下の教育資金について、領収書等の代わりに提出が可能な明細書です。 (注)本書面に記載された教育資金については、領収書等の提出は不要です。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
2	<p>■記載すべき項目について</p> <p>支払先の氏名、支払先の住所、支払内容、支払者(宛名)、支払日、金額は全て記載されていますか。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
3	<p>■「支払日」の日付と提出日について</p> <p>(1)「支払日」の日付は専用口座の開設日以降ですか。</p> <p>(2)「支払日」は平成27年1月1日以降、本書面の提出日は平成28年1月1日以降ですか。 ※「支払日」が平成28年1月1日以降のものは随時提出できます。</p> <p>(3)「支払日」が同じ年毎に記載されていますか(同じ年の1月1日～12月31日の範囲)。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
4	<p>■「金額」について</p> <p>(1)「金額」は1件あたり1万円(税込)以下ですか。</p> <p>(2)「金額」の合計は年間24万円(税込)以下ですか。 ※専用口座を「開設した年」においては「2万円×その年における開設日以後の月数」が、「受贈者が30歳に達した年」においては「2万円×その年における30歳に達した日以前の月数」が、その年中における支払金額の上限となります。</p> <p>(例) 専用口座の開設日が平成27年6月15日の場合</p>  <p>口座開設 6月～12月までの7ヵ月 年間24万円が上限となります。 2万円×7=14万円が上限となります。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
5	<p>ご記入いただいた明細に、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」を受けるために提出した領収書等と重複するものはありませんか。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
6	<p>■「確認型」の方のみご確認ください。</p> <p>本書面のご提出日は、「支払日」から1年を経過していませんか。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
7	<p>■「自由型」の方のみご確認ください。</p> <p>(1)専用口座から資金を払い出した日と「支払日」は、同じ年に属していますか。</p> <p>(2)本書面のご提出は、「支払日」の属する年の翌年3月15日を過ぎていませんか。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
8	<p>■「学校等以外に関する費用」の記載がある方のみご確認ください。</p> <p>「学校等以外に関する費用」の累計は、500万円までの非課税対象上限を超過していませんか。また、「学校等に関する費用」と合算で、1,500万円までの非課税対象上限を超過していませんか。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>

## 《教育資金について》

詳しくは以下の関係省庁のホームページにも掲載されています。

【国税庁ホームページ】 <https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku-zoyo/201304/01.htm>  
非課税制度のあらましのパンフレットQ&A等が掲載されています。

【文部科学省ホームページ】 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm)  
教育資金の範囲等がQ & Aで掲載されています。

本制度に関し、教育資金の範囲や支払先等以外についてご不明な点がある場合は、税務署または税理士にご確認ください。

【銀行使用欄】

受付店

少額教育資金支払明細書の記載事項が上記のチェック項目に基づき本シートに正しく記載されていることを確認する。	検印	担当印

